

振込規定（新旧対照表）

○太字部分が改正部分です。

現行	変更後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>（2）窓口営業時間終了後に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>（2）窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受けた場合には、依頼日に振込通知を発信します。ただし、次の場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</p> <p>①当行あての振込において、受取人口座が即時入金できない状態にある場合。</p> <p>②他金融機関宛の振込において、他金融機関から依頼日の振込応諾がない場合。</p>

（平成30年10月）